

単位価格表示制度について



名古屋市消費生活センター
マスコットキャラクター
コアラのハッピー

■ 単位価格表示とは？

名古屋市では、店舗面積が 500 m²以上の小売店に対して、基準で定められた 40 品目（食料品 30 品目、日用雑貨品 10 品目）については、商品名や販売価格、内容量の他に、単位価格（販売価格を基準単位量あたりに割った価格のこと）と基準単位量を表示するよう義務づけています。

単位価格表示を行うことは、消費者にとっては単位価格を比較することにより、多種多様な商品の中から販売単価が簡単に比較できるので商品を選ぶときの参考となります。

また、事業者にとっても、過剰・過大な包装の防止や適正計量の促進とともに、消費者に目を向けたコンプライアンス経営の一助として、事業者と消費者との間の相互理解を深めることにつながります。

■ 単位価格表示を行わなければならない事業者

- ・ひとつの店舗面積が 500 m²以上の店舗で小売業を営む者
- ・ひとつの建物内に複数の店舗がある場合で、その合計店舗面積が 500 m²以上あるときは、その建物内で小売業を営む者

■ 単位価格表示を行わなければならない商品

消費者が日常頻繁に購入したり、又は家計に比較的大きな比重を占めるもので、短期間に品質・内容量が著しく変化しない食料品 30 品目、日用雑貨品 10 品目の合計 40 品目（単位価格表示の基準「別表」）

■ 単位価格の 5 つの表示事項

- ①商品名 ②基準単位量 ③単位価格 ④内容量 ⑤販売価格

■ 単位価格の算出方法

$$\text{単位価格} = \frac{\text{販売価格}}{\text{内容量}} (\text{有効数字3桁}[4桁目を四捨五入]) \times \text{基準単位数}$$

●計算例1

販売価格	670円
内容量表示	1.65kg
基準単位数	100g

$670\text{円} \div 1.65\text{kg} \times 1,000 = 0.406\overline{06} \dots \approx 0.406\text{円/g}$
 $0.406\text{円/g} \times 100\text{g} = 40.6\text{円/100g}$
 単位価格表示では『**100g 当たり40.6円**』

●計算例2

販売価格	190円
内容量表示	220ml
基準単位数	10ml

$190\text{円} \div 220\text{ml} = 0.86\overline{36} \dots \approx 0.864\text{円/ml}$
 $0.864\text{円/ml} \times 10\text{ml} = 8.64\text{円/10ml}$
 単位価格表示では『**10ml 当たり8.64円**』

■ 単位価格表示における基準単位数について

- (1)1品目につき1基準単位数を定めておりますが、商品の内容量が製造段階等で基準単位数で定められている単位と異なる単位で表示されている場合は、基準単位数で定められた単位と異なる単位で表示してもさしつかえありません。この場合は、基準単位数と同量を使用して表示してください。【例1】
- (2)基準単位数を下回る内容量の商品については、基準単位数を10で除して計算してください。【例2】
 また、基準単位数に対し10倍以上の内容量の商品については、基準単位数に10を乗じて計算してください。【例3】
 ただし、上記の表示を行う場合は、商品比較に混乱をきたさないよう、比較対照の商品群においては同じ基準単位数を用いてください。

●例1

品名	台所用合成洗剤
内容量	140g
基準単位数	10ml

この場合は、『10g』を基準単位数としてもよい。

●例2

品名	コースラム
内容量	95g
基準単位数	100g

この場合は、『10g』を基準単位数としてもよい。

●例3

品名	砂糖
内容量	5kg
基準単位数	100g

この場合は、『1kg』を基準単位数としてもよい。



■ 単位価格表示の表示方法

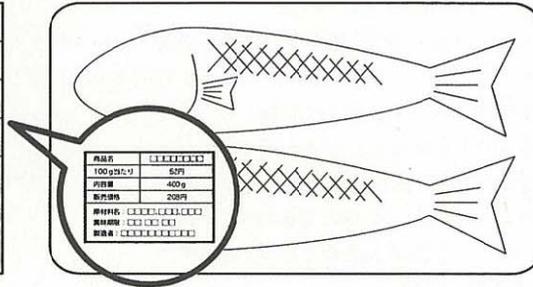
消費者が商品を購入する際の選択に当たって、表示事項を誤認し、又は誤解するおそれがなく、かつ見やすい方法のうち次のいずれかの方法

- ア 商品ごとに直接ラベルを貼付又は印刷する方法
- イ 商品の陳列棚に貼付又は差し込む方法
- ウ 商品の近くの下札又は置札をする方法
- エ 商品をまとめて一覧表にして掲示する方法

ア 商品ごとに直接ラベルを貼付又は印刷する方法

●表示例

商品名	□□□□□□□□
100g当たり	52円
内容量	400g
販売価格	208円
原材料名：	□□□□、□□□、□□□
賞味期限：	□□.□□.□□
製造者：	□□□□□□□□□□



イ 商品の陳列棚に貼付又は差し込む方法

●表示例

商品名	□□□□□□□□
100g 当たり 75円	内容量 300g 販売価格 225円

商品名	□□□□□□□□
100ml当たり	189円
内容量	250ml
販売価格	473円

商品名	□□□□□□□□
10g当たり 33.1円	販売価格 285円
内容量 86g	

ウ 商品の近くの下札又は置札をする方法

●表示例

下札

商品名	□□□□□□□□□□	
100g当たり 112円	内容量 225g	販売価格 252円

置札

商品名	□□□□□□□□
100ml当たり	83.3円
内容量	240ml
販売価格	200円

エ 商品をまとめて一覧表にして掲示する方法

●表示例

商品名	10g当たり	内容量	販売価格
□□□□□□□□	13.1円	42g	55円
□□□□□□□□	10.5円	155g	162円
□□□□□□□□	15.3円	95g	145円
□□□□□□□□	13.3円	135g	180円
□□□□□□□□	14.4円	125g	180円

- 表示する際は、なるべく大きく、はっきりと識別できる字体で表示するよう心がけてください。
- 単位価格は消費税等を含んでも含まなくてもどちらでも構いませんが、陳列する商品群あるいは店内の商品全てを統一して表示を行ってください。
- 特売品(特價品)等についても単位価格表示を行ってください。

単位価格表示の基準

名古屋市告示第486号

名古屋市消費生活条例(昭和51年名古屋市条例第43号)第11条第2項の規定により、単位価格表示の基準について次のように定めたと、同条第3項の規定により告示し、昭和53年2月1日から施行する。

昭和52年11月18日 名古屋市長 本山 政雄

1 単位価格表示を行なうべき事業者の範囲

単位価格表示をしなければならない事業者は、次に掲げる店舗で小売業を営む者とする。

(1)ひとつの店舗面積が500平方メートル以上の店舗

(2)ひとつの建物内に特定の小売業者(以下「キーテナント」という。)およびこれと出店契約を結んでいる1以上の小売業者(以下「出店契約者」という。)がある場合であって、その合計店舗面積が500平方メートル以上あるときは、当該キーテナントおよび出店契約者の店舗

2 単位価格を表示すべき商品および基準単位置

単位価格を表示すべき商品および単位価格表示に使用する基準単位置は、別表のとおりとする。ただし、詰め合せ商品で、銘柄、品質、品種、規格又は組成の異なる商品を詰め合せたものについては、対象から除外する。

3 単位価格の算出方法

単位価格は、販売価格を当該商品の内容量で除して得た値の有効数字3けた(4けた目を四捨五入)に、当該商品の基準単位置を乗じて得た値とする。

4 単位価格表示の表示事項

単位価格表示の表示事項は、商品名、基準単位置、単位価格、内容量および販売価格とする。

5 単位価格の表示方法

単位価格の表示方法は、消費者が商品を購入する際の選択に当たって、表示事項を誤認し、又は誤解するおそれがなく、かつ見やすい方法とする。



「別表」 単位価格を表示すべき商品および基準単位置

表示対象品目	基準単位置
▼食料品	
1 ベーコン	100グラム
2 ハム	100グラム
3 ソーセージ	100グラム
4 バター	100グラム
5 チーズ	100グラム
6 マーガリン	100グラム
7 小麦粉	100グラム
8 パン粉	100グラム
9 かんめん	100グラム
10 マカロニ	100グラム
11 スパゲッティ	100グラム
12 砂糖	100グラム
13 食塩	100グラム
14 みそ	100グラム
15 しょうゆ	100ミリリットル
16 食用油	100グラム
17 食酢	100ミリリットル
18 ソース	100ミリリットル
19 ケチャップ	100グラム
20 マヨネーズ	100グラム
21 ドレッシング類 ※	100ミリリットル
22 はちみつ	100グラム
23 ジャム	100グラム
24 化学調味料	10グラム
25 インスタントコーヒー	10グラム
26 インスタントココア	10グラム
27 インスタント粉末クリーム	10グラム
28 緑茶	10グラム
29 紅茶	10グラム
30 ヨーグルト ※	100グラム
▼日用雑貨品	
1 合成洗剤(台所用)	10ミリリットル
2 合成洗剤(住居用)	10ミリリットル
3 合成洗剤(洗濯用)	100グラム
4 粉末石けん(洗濯用)	100グラム
5 シャンプー	10ミリリットル
6 ヘアリンズ	10ミリリットル
7 練歯みがき	10グラム
8 トイレットペーパー	10メートル
9 ラップフィルム ※	1メートル
10 アルミホイル ※	1メートル

※改正箇所(別表中の品目を見直し)